「被扶養者の再認定調査」で申請書類の不正(虚偽)が判明

平成30年度に実施した被扶養者再認定調査において、当健保組合(以下、組合という) の加入員が、妻の扶養に関する添付書類について不正行為(虚偽の届出)が行われていたことが判明いたしました。

このような事態が生じたことは極めて遺憾であり、組合としても加入員が組合会議員であったことを踏まえ、大変重く受け止め、今後の再発防止を強化するとともに、今回の不正事項を下記のとおり公表いたします。

記

1. 概要

令和元年11月に、加入員が組合の被扶養者再認定調査で不正行為をしていると、匿名の情報提供がありました。

これを受けて組合で調査を行った結果、加入員(組合会議員)は、被扶養者の収入金額を事実とは異なる申請書類の届出をし、被扶養者としての収入基準(年間130万円未満)を遥に上回る収入を得ているにもかかわらず、不正に被扶養者として加入し続けていることが確認されました。

2. 当健保組合の対応について

当該事案発覚後、管轄の厚生労働省・関東信越厚生局、外部の弁護士などと相談、指導を得ながら、理事会にて、加入員(組合会議員)に辞職勧告決議を行ったとともに、 地方裁判所に過料を求める通知をいたしました。